

リサーチセンターの検証について

1 毎年度の検証

リサーチセンターの事業計画書及び研究成果報告書（評価の様式を準用）に基づいて、技術科学イノベーション研究機構委員会で検証する。

<リサーチセンター設置基準等に係る取扱い>

第8条 リサーチセンターの毎年度の検証（次条の設置期間終了後の評価は、除く。）は、研究機構委員会規程第4条第2項第3号による。

- 2 研究機構委員会は、検証結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の検証結果を戦略企画会議、教育研究評議会に報告し、公表する。

2 検証方法

次の事項について、各委員の意見を機構長一任で取りまとめて、本委員会の検証結果とする。

(1) 設置目的に沿った運営状況（外部資金の獲得、人員の配置）

- 設置目的に沿った運営がなされている。
- 設置目的に沿った運営がなされているが、一部に改善すべき点がある。
- 運営方法を見直す必要がある。

(2) 令和元年度の研究成果

- 目標を上回る研究成果が得られた。
- 目標どおりの研究成果が得られた。
- 目標を下回る研究成果となった。

(3) 今後の研究計画及び期待される効果

- 研究計画どおりに実施することにより、効果が期待される。
- 研究計画を見直す必要がある。

(4) 改善に向けた意見

3 スケジュール予定

- ・ 検証の事前周知（9月研究機構委員会）
- ・ 研究成果報告書の提出依頼（1月通知、提出期限3月末）
- ・ 研究機構委員会で検証依頼（3月研究機構委員会）
- ・ 各委員の意見を機構長一任でとりまとめ（4月中旬）
- ・ 各委員に検証結果を照会（4月下旬）
- ・ 検証結果を学長に報告（5月上旬）
- ・ 研究機構委員会、戦略企画会議及び教育研究評議会に報告（5月中旬）
- ・ 公表（5月下旬）